

## 平成30年鎌ケ谷市農業委員会第2回定例総会議事録

鎌ケ谷市農業委員会会長葛山繁隆は、平成30年鎌ケ谷市農業委員会第2回定例総会を鎌ケ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 平成30年2月9日 午後4時00分

2 出席委員

農業委員 10名

1. 葛山 繁隆 委員      2. 古川 和昭 委員      3. 石原 和弘 委員

4. 鈴木 一男 委員      5. 山田 芳裕 委員      6. 奥山 喜和子委員

7. 浅海 博行 委員      8. 石井 栄一 委員      9. 時田 将 委員

11. 川村 誠司 委員

農地利用最適化推進委員 5名

鈴木 吉夫 委員      澁谷 好治 委員      濱田 光一 委員

大山 貴 委員      飯田 展久 委員

3 欠席委員

農業委員 1名

10. 鈴木 有光 委員

4 事務局出席者

事務局長 佐山 佳明 事務局次長 垣岡 俊男 副主幹 小川 史江 副主幹 浅海 一洋

5 会議日程

議事録署名委員の指名について

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 2件

議案第3号 農用地利用集積計画について 5件

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について 1件

報告第1号 農地法第3条の3第1項の届出について 3件

報告第2号 農地法第4条の規定による転用届出について 3件

報告第3号 農地法第5条の規定による転用届出について 4件

報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について 2件

報告第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答について 2件

6 開 会                      午後4時00分

葛山 議長                      ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しておりますので、平成30年鎌ケ谷市農業委員会第2回定例総会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

葛山 議長                      議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

6 番奥山喜和子委員

7 番浅海博行委員を指名いたします。

葛山 議長

お諮りいたします。

議案第 1 号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長

ご異議なしと認め、議案第 1 号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は、第 3 班です。時田将班長より総括的な報告をお願いいたします。

時田 班長

議長

葛山 議長

9 番、時田将班長

時田 班長

第 3 班の現地調査の報告をいたします。

平成 30 年 1 月 30 日午後 1 時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員 3 名、葛山会長、事務局職員 3 名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第 3 条の規定による許可申請について 1 件、農地法第 4 条の規定による許可申請について 2 件、農用地利用集積計画について 5 件、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について 1 件の計 9 件です。

現地調査後、午後 4 時より農地法第 3 条及び第 4 条の 3 件について、審査会を実施しました。

第 3 班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で第 3 班の総括報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、審議番号 1 を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

議案書の 3 ページをご覧ください。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、審議番号 1 でございます。

本申請は、譲渡人は、相続により取得した農地の処分を図るもので、譲受人は農業経営の拡大を目的とした自己所有地に隣接している農地を取得するものです。

申請地は、畑 1 筆、面積 6 1 1 平方メートルの普通畑です。

営農計画は、ネギ、大根等の作付けを行います。

譲受人の取得後の経営面積は 1. 6 ヘクタール以上となり、年間の従事日数は 3 0 0 日で、専農従事者数は 4 名です。

また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農地台帳等により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

大山 推進委員 議長

葛山 議長 大山貴推進委員

大山 推進委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑1筆、面積611平方メートルの普通畑として管理されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、今後の適正な耕作の実施並びに営農後3年間は転用できないことを周知しました。

書類審査、現地調査、審査会の結果、問題はないものと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆で、面積333平方メートルです。

転用計画は、貸駐車場用地です。

申請理由は、申請地は、狭小農地のため生産性に欠け、新鎌ヶ谷駅を利用する近隣及び他市の住民からの駐車場の要望もあり、10台分の駐車場を計画したも

ので、転用計画は適当であるものと思います。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、周囲にトタン土留を設け、敷地内を砕石舗装にすることにより自然浸透させ、隣接農地への流出を抑制します。

農地区分は、市街化の傾向の著しい区域内にある農地で、半径300メートル以内に鉄道の駅があるので、第3種農地に該当します。

資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

川村 委員 議長

葛山 議長 11番、川村誠司委員

川村 委員 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

平成30年1月30日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積333平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、申請地には法面が一部あったことから、敷地内整地により法面部分を無くすことを確認しました。

次に、前面道路は交通量が多いことから、工事期間中及び利用において、十分注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出し、地目変更するよう指導しました。

最後に、道路河川整備課より、雨水抑制について協議依頼があったことを周知しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。  
葛山 議長 つづいて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたします。  
葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。  
垣岡 次長 議長  
葛山 議長 垣岡次長  
垣岡 次長 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号2でございます。

申請地は、畑1筆で、面積204平方メートルです。

転用計画は、貸駐車場用地です。

申請理由は、申請人は、高齢のため農地の管理が難しく、農業経営を縮小せざるを得なくなり、近隣からの駐車場の要望もあり、8台分の駐車場を計画したもので、転用計画は適当であるものと思います。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、隣接農地との境界にブロック1段積を設け、敷地内を転圧後、碎石舗装にすることにより自然浸透させ、隣接農地への流出を抑制します。

農地区分は、半径1キロメートル以内に駅があり、宅地割合が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当します。代替性として、距離的にも適当であり、他の土地では代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われます。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。  
石原 委員 議長  
葛山 議長 3番、石原和弘委員  
石原 委員 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号2を報告いたします。

平成30年1月30日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積204平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、駐車場の形状上、前面道路で車が旋回することとなるため、

利用について契約者には十分注意するよう周知すること、次に、前面道路は、通学路にもなっていることから、工事期間中は十分注意すること、最後に、許可後は速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出し、地目変更するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしく願います。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より平成30年1月24日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積3,107平方メートルの農地を、新規に3年間、賃借権による利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者はいずれも、経営面積、農業従事日数、農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には荒廃農地等はありません。以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

川村 委員 議長

葛山 議長 11番、川村誠司委員

川村 委員 議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1の調査報告をいたします。

現地は、畑1筆、面積3,107平方メートルの梨畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新たな農用地利用集積計画を、3年間の賃借権

により、利用権の設定を行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議のほどよろしくお願  
いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のな  
い方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号2を議題といた  
します。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号2でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関す  
る基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18  
条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より平成30年1月24日付けで、農用地  
利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑4筆、合計面積6,922平方メートルの内3,111平方メート  
ルの農地の賃借権による利用権の更新で、3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者はいずれも、経営面積、農業従事日数、農業機械  
等の要件を満たしているとともに、所有する農地には荒廃農地等はありません。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

石原 委員 議長

葛山 議長 3番、石原和弘委員

石原 委員 議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号2の調査報告をいたします。

現地は、畑4筆、合計面積6,922平方メートルの内3,111平方メート  
ルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、賃借権による3  
年間の利用権の設定を行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議のほどよろしくお願

いたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号3を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号3でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より平成30年1月24日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑2筆、面積3,608平方メートルの農地の賃借権による利用権の更新で、3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者はいずれも、経営面積、農業従事日数、農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には荒廃農地等はありません。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

石原 委員 議長

葛山 議長 3番、石原和弘委員

石原 委員 議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号3の調査報告をいたします。

現地は、畑2筆、合計面積3,608平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、賃借権による3年間の利用権の設定を行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。



(「なし」との声多数あり)

葛山 議長      なければ、質疑を終了いたします。  
それでは、採決をいたします。  
審議番号3について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長      全員賛成により、審議番号3は可決されました。  
葛山 議長      つづいて、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号4を議題といたします。

葛山 議長      事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長      議長

葛山 議長      垣岡次長

垣岡 次長      議案書の6ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号4でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より平成30年1月24日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑2筆、合計面積5,919平方メートルの内3,811平方メートルの農地の賃借権による利用権の更新で、3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者はいずれも、経営面積、農業従事日数、農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には荒廃農地等はありません。

以上です。

葛山 議長      現地調査の報告を求めます。

大山 推進委員      議長

葛山 議長      大山貴推進委員

大山 推進委員      議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号4の調査報告をいたします。

現地は、畑2筆、合計面積5,919平方メートルの内3,811平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、賃借権による3年間の利用権の設定を行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長      ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長      なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号4について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号4は可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号5を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の6ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号5でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より平成30年1月24日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑6筆、面積5,485平方メートルの農地の賃借権による利用権の更新で、3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者はいずれも、経営面積、農業従事日数、農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には荒廃農地等はありません。以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

大山 推進委員 議長

葛山 議長 大山貴推進委員

大山 推進委員 議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号5の調査報告をいたします。

現地は、畑6筆、合計面積5,485平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、賃借権による3年間の利用権の設定を行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号5について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 葛山 議長 全員賛成により、審議番号5は可決されました。
- 葛山 議長 つづいて、議案第4号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、審議番号1を議題といたします。
- 葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。
- 垣岡 次長 議長
- 葛山 議長 垣岡次長
- 垣岡 次長 議案書の7ページをご覧ください。
- 議案第4号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、審議番号1でございます。
- 申請地は、畑1筆、面積405平方メートルで、現況は宅地です。
- 当該地は、昭和62年1月19日に相続で取得した農地です。
- 申請理由は、地目変更です。
- 当該地には、昭和53年9月15日に母屋を新築していることを登記全部事項証明書により確認でき、また、昭和54年12月10日撮影の航空写真により20年以上前から宅地の状態であったことが確認できます。かつ、この間農地法第51条の違反転用に対する処分も受けていません。
- 以上です。
- 葛山 議長 現地調査の報告を求めます。
- 川村 委員 議長
- 葛山 議長 11番、川村誠司委員
- 川村 委員 議案第4号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、審議番号1の現地調査報告をいたします。
- 事務局において書類審査の後、現地調査を実施しました。
- 現地は、畑1筆、面積405平方メートルで、現況は一部に住宅が建っており、その他は駐車場等として利用され、宅地となっていました。
- 転用後20年以上経過していることが、本証明の条件ではありますが、事務局説明のとおり条件を満たしていることは明らかであります。
- 書類審査、現地調査の結果何ら問題はないものと思われまます。
- 皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 以上で報告を終わります。
- 葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。
- (「なし」との声多数あり)
- 葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。
- それでは、採決をいたします。
- 議案第4号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 葛山 議長 全員賛成により、議案第4号は可決されました。
- 葛山 議長 つづいて、報告事項を議題とします。
- 報告第1号から報告第5号までを報告いたします。
- 葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。
- 浅海 副主幹 議長
- 葛山 議長 浅海副主幹
- 浅海 副主幹 議案書の8ページをご覧ください。
- 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について3件につきましては、内容に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。
- 続きまして、議案書の9ページから10ページまでをご覧ください。
- 報告第2号農地法第4条の規定による転用届出について3件、報告第3号農地法第5条の規定による転用届出について4件の計7件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。
- 続きまして、議案書の11ページから12ページまでをご覧ください。
- 報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について2件につきましては、事務局において現地調査をしたところ、農地として耕作されておりましたので、会長専決により証明書を発行いたしました。
- 続きまして、議案書の13ページから14ページまでをご覧ください。
- 報告第5号地目変更登記に係る照会に対する回答について2件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも宅地となっておりますので、会長専決により非農地として回答いたしました。
- 以上です。
- 葛山 議長 ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。
- 葛山 議長 これにて本定例総会に上程されました案件の審議は、すべて終了いたしました。以上で、平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時35分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成30年2月26日

鎌ヶ谷市農業委員会議長            葛 山 繁 隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員           奥 山 喜和子

鎌ヶ谷市農業委員会委員           浅 海 博 行